

# 東松山市民文化センター友の会 会員規約

## 第1条（名称）

この会員制度は、「東松山市民文化センター友の会」と称します。

## 第2条（事務局）

この会の事務局は、東松山市民文化センター事務室内に置き、名称を「東松山市民文化センター友の会事務局」（以下「事務局」という。）とします。

## 第3条（目的）

この会員制度は、東松山市民文化センター（以下「市民文化センター」という。）において、指定管理者である株式会社ケイミックスが行う芸術文化活動への参加の機会を積極的に提供し、芸術文化に対する造詣の深い人材の育成を図り、もって芸術文化の発展と地域振興に寄与することを目的とします。

## 第4条（会員）

会員とは、この制度の目的に賛同し本規約承認の上、事務局に入会を申し込み、第6条に定める方法により会費を支払われた方とします。入会は、申込書の提出及び会費支払い手続きを受け、即日入会とします。

## 第5条（会員の有効期限）

1. 会員資格の有効期限は、会員となった日から同年度3月末日迄とします。
2. 会員の期限更新は、第6条に基づき手続きをします。

## 第6条（年会費）

1. 入会金は無料とし、入会手続きまたは更新手続きの際に、事務局の定める方法で、年会費を支払うものとします。会費は以下の通り定めます。

- (1) 4月1日から9月末日までの期間の入会者は、「年会員」とし、会費を1,000円とします。
- (2) 10月1日から3月末日までの期間の入会者は、「半年会員」とし、会費を500円とします。

2. 年会費の支払い方法および、その手続きについて、以下のとおりとします。

### (1) 入会時：

入会希望者は、市民文化センター窓口にて、申し込み用紙に必要事項をご記入し、年会費を支払います。事務局は、その場で会員登録の手続きを行い、会員証を発行します。

### (2) 更新時：

会員有効期限の年度の前月末日までに、事務局より更新の案内書類と申し込み用紙を送付します。更新希望者は、必要事項をご記入の上、市民文化センター窓口まで、年会費とあわせて提出する。即日、更新登録の手続きをします。

3. お支払いいただいた年会費は、理由の如何を問わず、返却しません。

## 第7条（会員証の発行）

事務局は、会員に東松山市民文化センター友の会会員証（以下「会員証」という。）を発行します。会員証は市民文化センターに帰属します。会員証を他人に譲渡、もしくは貸与することはできません。

## 第8条（会員サービス）

1. 会員は市民文化センターが通知する各種サービスを所定の方法により利用できるものとします。
2. 会員サービスについて、追加変更が生じた場合は、市民文化センター所定の方法で会員に通知するものとします。

## 第9条（会員証の紛失・盗難）

1. 会員が、会員証を紛失し、または盗難にあった場合は、すみやかに事務局にご連絡ください。会員証を再発行します。
2. 紛失、盗難その他事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合において、市民文化センターはその責めを負いません。

## 第10条（退会）

1. 東松山市民文化センター友の会から退会しようとするときは、遅滞なく、事務局窓口にて退会手続きをお申し出ください。会員期間中であっても、お支払い済みの年会費はお返しすることはできません。
2. 会員有効期限内に、第6条に基づく更新手続きが行われない場合、退会希望とみなします。

## 第11条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名・住所・電子メールアドレスなど、入会時に届け出た事項に変更がある時は、市民文化センターに変更内容を御連絡ください。
2. 前項の届け出がないために、市民文化センターからの通知または送付書類その他のものが延着または不到着となって

も、通常到着すべき時期に会員に到着したものとみなし、意義を申し立てることができないものとします。また、その際に生じた不利益、損害について、事務局は責任を負いません。

#### 第 12 条（会員資格の取消）

市民文化センターは、本会の目的に合致しない、又は会の円滑な運営及び会員の利用を妨げる事態から会員を保護するため、次のいずれかに該当する行為が認められる場合、会員の資格を取り消すことができるものとします。

- （１）虚偽その他不正な手段で会員になったと明らかに認められる時。
- （２）一個人が会員登録を多重にしていると事務局がみなした時。
- （３）本規約に違反した時。
- （４）会員証を他人に貸与し、悪用された時。
- （５）その他、市民文化センターの運営上支障をきたすと判断される時。

#### 第 13 条（チケット転売の禁止）

会員として購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面転売、その他方法の如何にかかわらず、事務局が営利販売と判断する第三者への転売を禁じます。

#### 第 14 条（個人情報の取扱い）

市民文化センターは、会員から受領した入会申込書及び各種届け出書に記載された個人情報を、個人情報保護に関する関連法及び東松山市民文化センター個人情報保護管理規程に従って厳正かつ適切な管理下におき、以下の目的においてのみ利用します。

- （１）新規入会や継続申し込みの受付のため。
- （２）会員特典をご利用いただく資格等の確認のため。
- （３）会員期間管理等、継続的なサービスにおける管理のため。
- （４）意向調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による友の会会員特典やサービス実施を目的とする研究・開発のため。
- （５）市民文化センターの発行する情報誌・公演のチラシ等、会員特典に関する情報提供のため。
- （６）退会や退会後の事後管理のため。
- （７）その他、会員の皆様が会員特典を適切かつ円滑にご利用できるようにするため。

#### 第 15 条（規約の変更）

本規約の変更は事務局に一任願います。

変更事項は、市民文化センターからその内容を通知するものとし、通知後会員の権利を行使した場合は、変更事項を了承したものとみなします。

#### 付則

この規約は平成 26 年 5 月 20 日より適用します。

事務局所在地  
埼玉県東松山市六軒町5番地2  
東松山市民文化センター内 友の会事務局  
TEL：0493-24-2011  
FAX：0493-24-2012

